

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 1号物件 大判プリンターほか
詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和8年1月30日（金）
- 3 納入場所 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20 千葉森林管理事務所 2階
- 4 見積書等提出
(1) 日時 令和7年11月25日（火）14時00分まで
(2) 場所 千葉森林管理事務所 総括事務管理官

※電子調達システムによる提出をお願いします。

※電子調達システムで提出することが出来ない場合は、持参若しくは郵便による提出を認めます。（提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2による）

5 提出書類

(1) 見積書

提出方法に関わらず、見積金額は消費税等込みの価格で作成してください。

なお、内訳金額の記載を必須とします。金額は消費税抜き、税込金額が分かるよう記載をしてください。また、日付の記載をお願いします。電子調達システムへの入力、税抜き価格となることに留意してください。

(2) 資格を証明する書類の写し

下記7の資格を証明できる書類の写し

(3) 提出

電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。郵送、持参をする場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書 在中」と朱書きで記載のうえ提出をしてください。

6 契約の締結日 見積採用の日

7 必要な資格等

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」または「物品の製造」)を有する者であること。

5 その他

(1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。

(2) 見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書」の条件を承諾したものとみなします。

(3) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積及び納品する場合は、令和7年11月10日(月)15時00分までに別添「提案書」をメールにて提出し、事前に担当者のご了承を得てください。

担 当：総括事務管理官

電 話：043-242-4656

E-mail：ks_chiba_postmaster@maff.go.jp

別紙

仕 様 書

1. 物件 大判プリンターほか

NO.	品名	規格・品質	例示品	数量	単位
1	プリンター	本体(【インク色数】4色(C、M、Y、K) 【スタンド】標準装備 【給紙】ロール紙:1本、カット紙:マルチシートトレイ、手差し 【印刷後の排紙処理】用紙フィーダー、ロール紙フィーダー、自動用紙フィーダー、メディアビン、自動水平カッター)、セットアップ、配送手配、訪問、設置作業(2階エレベータなし)、既存プリンター(HP DesignJet T530 A0)撤去処分含む	HP DesignJet T650 A0 5HB10D#BCD	1	台
2	インクカートリッジ	上記プリンターに対応するもの 【色】ブラック 【インク容量】80ml	HP712B 3ED29A	5	個
3	インクカートリッジ	上記プリンターに対応するもの 【色】シアン 【インク容量】29ml×3	HP712 3ED77A	2	箱
4	インクカートリッジ	上記プリンターに対応するもの 【色】マゼンダ 【インク容量】29ml×3	HP712 3ED78A	2	箱
5	インクカートリッジ	上記プリンターに対応するもの 【色】イエロー 【インク容量】29ml×3	HP712 3ED79A	2	箱

※例示品または例示品と同等の規格・品質を満たす物品であること。

※同等品となる場合には、あらかじめ担当者に確認し了解を得ること。

2. 納入場所

千葉森林管理事務所 2階(エレベーター無し)
〒263-0034 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にかかわらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- (1)例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、見積書提出前に別添した「提案書」を提出し、担当者の承認を得ること。
- (2)受注者においては物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。
- (3)受注者においては、向こう5年間にわたり、アフターサービス・修理・部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。
- (4)詳細な事項及び本仕様にて定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせること。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提案書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東森林管理局

千葉森林管理事務所長 原 啓一郎 殿

会 社 名

代表者名

令和 年 月 日付け見積合わせに係る納入物品（第 号物件）について、別紙のとおり提案します。

担当部署：

氏 名：

連 絡 先：

E - mail：

千葉森林管理事務所担当者記入欄

上記について承認・否認します。

千葉森林管理事務所 担当者	
------------------	--